

関係事業者団体 各位

八戸市長 小 林 眞

( 公 印 省 略 )

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出先変更等について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、八戸市では平成 29 年 1 月に中核市に移行し、産業廃棄物に関する事務を取扱うこととなりました。

つきましては、貴団体会員のうち、八戸市内に事業場又は工事現場を持つ会員に対し、以下の 2 点について周知していただくようお願いいたします。また、対象となる会員がない等により通知の必要が無い場合は、その旨御連絡いただきますようお願いいたします。

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 第 7 項及び同法施行規則第 8 条の 27 の規定により、産業廃棄物を排出する事業者は、前年度 1 年間で交付したマニフェストの状況について、毎年度 6 月 30 日までに産業廃棄物を排出した事業場の所在地を管轄する都道府県知事（政令市長）に報告書を提出することが義務付けられています。

これまで青森県へ提出されていたもののうち、八戸市内の事業場又は工事現場から産業廃棄物を排出したものについては、八戸市へ産業廃棄物交付等状況報告書を提出してください。なお、電子マニフェストを使用している場合、排出事業者が自ら報告する必要はありません。

(2) 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（環廃対発第 1703212 号より）

排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条により、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、更に、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めなければなりません。

また、先般の食品廃棄物の不適正転売事案に見受けられるように、廃棄物処理にあたり本来排出者と許可業者の間で行われるべき契約にも関わらず、第三者の介入による不適正な契約が行われる等、排出事業者における廃棄物の処理責任についての認識不足が懸念されています。排出事業者は適切な許可業者と直接委託契約を結び、自らの責任において廃棄物を適正に処理してください。

八戸市環境部環境保全課廃棄物対策グループ

〒031-0801 八戸市江陽三丁目 1-111 下水道事務所 3 階

TEL : 0178-51-6195 FAX : 0178-47-0722

担当 : 豊川